

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 26 日

久留米市長 殿

提出者 JCHO久留米総合病院
住 所 久留米市櫛原町21
氏 名 院長 牛嶋 公生
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 33-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 久留米総合病院
事業場の所在地	久留米市櫛原町21番地
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	・病院 ・介護老人保健施設
② 事業の規模	・病院175床 ・介護老人保健施設97床
③ 従業員数	・約450名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 委託業者にて焼却処分 引火性廃油（ホルマリン等）業者委託にて中和・焼却処分

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【管理責任者】 — 【医療廃棄物処理対策委員長】 — 【現場責任者】

病院長

統括診療部長

看護部長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・引火性廃油
排出量	68.446 t	0.570 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

- ・感染廃棄物と非感染性廃棄物の分類を再度見直しし、昨年・一昨年の処分量を下回るよう周知徹底を図った。
- ・3ヶ月に1回の廃棄物委員会を開催し、ラウンド等を行い現状の把握と傾向の報告にて無駄遣いの削減を指導。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・引火性廃油
排出量	48 t	0.50 t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

器具等の分解分別により更なる排出量の削減に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

感染対策を徹底すると廃棄量が増えてしまうのが現状であり、感染性廃棄物と一般廃棄物の分別を委員会・各部署で協議し、周知徹底を行っている。また、部署ごとに処分個数の把握。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

更なる感染物と一般ゴミとの分別の見直し及び無駄をなくすこと。各部署毎月の処分個数を提示し、現状の把握を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
② 計画	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
	【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t		
(これまでに実施した取組)						
② 計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t		
(今後実施する予定の取組)						
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・引火性廃油			
	全処理委託量	68.446 t	0.570 t			
① 現状	優良認定処理業者への 処理委託量	68.446 t	0.570 t			
	再生利用業者への 処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t			
① 現状	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t			
	(これまでに実施した取組)					

		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸・引火性廃油	
	全処理委託量	48.0 t	0.50 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	48.0 t	0.50 t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				
【前年度（令和6年度）実績】				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		69.016 t	
	(今後実施する予定の取組)			
感染性・非感染性廃棄物の廃棄物管理を電子マニュフェストにて履行。 災害・停電時にも対応できるよう自家発電回路にて運用中。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。